

公調委令和4年（ゲ）第5号 港区における高層マンション上階からの騒音・振動
による健康被害原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が自宅から発生させた騒音・振動によるものである。

2 被申請人

本件申請を却下又は棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住する被申請人からの騒音及び振動によって頭痛、吐き気、めまい等の健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が被申請人からの騒音及び振動によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人は、平成29年11月、肩書地に所在する平成22年築造の鉄筋コンクリート造陸屋根地下●階付き●階建て共同住宅（以下「本件マンション」という。）の▲階にある▲号室（以下「申請人宅」という。）を購入し、平成30年3月17日から、妻及び子と居住している。（甲1、乙

7)

イ 被申請人は、平成31年4月5日、本件マンションの■階にある■号室（以下「被申請人宅」という。）を賃借し、妻、長男（令和6年3月4日時点で×歳）及び次男（同日時点で×歳）と居住している。（乙7）

(2) 申請人宅及び被申請人宅の概要

ア 申請人宅の間取りは、別紙1図面のとおりである。西側は本件マンションの共用廊下に面し、共用部配管の設置場所（別紙1図面「PS」と記載のある場所）と接している。（甲13の1ないし3、甲14、職1）

イ 被申請人宅は、申請人宅の真上に位置しており、間取りは別紙2図面のとおりである。（甲14、職1）

(3) 本件裁定申請に至る経過

ア 申請人は、平成31年4月14日及び同月28日、管理会社に対し、被申請人宅から騒音及び振動が発生していると相談した。（乙7）

イ 管理会社の職員は、申請人からの相談を受けて、平成31年4月に発生源の調査を行ったが、原因を特定することができなかった。（職1）

ウ 申請人は、弁護士と相談の上、法定の測定機器を購入し、申請人宅の音のする場所に設置して、令和2年10月から現在まで、申請人宅内での騒音測定を行っている。（甲4の1ないし甲12の2、甲15）

エ 被申請人は、令和4年7月8日ないし同月10日及び同月15日、スマートフォンのアプリケーションソフトを使用して、被申請人宅内で騒音測定を行った。（乙6）

オ 申請人は、令和4年5月18日、本件裁定申請を行い、裁定委員上家和孩子及び公害等調整委員会事務局は、令和5年11月8日、申請人宅、被申請人宅及び本件マンションの▲階及び■階の共用部分の状況を調査した（以下「本件調査」という。）。（職1）

2 当事者の主張の要旨

(申請人の主張)

被申請人は、平成31年4月から現在まで、故意にハンマーのような固い物体を使用して機械的な動きで床を叩くか、騒音及び振動が生じる機器を稼働させて、毎日午前2時30分頃から午前8時頃までの時間帯に、「ドンドン」といった機械的な衝撃音及び振動（以下「本件騒音・振動」という。）を発生させている。具体的には、平成31年4月から令和2年4月までは、申請人宅の玄関上付近で、令和2年5月以降は、申請人宅の洋室及び廊下の上（別紙1図面「音がする場所1」ないし「音がする場所3」の付近）で、騒音及び振動を生じさせている。

被申請人が本件騒音・振動を発生させていることは、以下の事情から明らかである。すなわち、①本件マンションについては、法令に基づき定期点検がなされているが、管理会社は建物や設備が原因で音がしているとの所見はないとしており、共用部分は本件騒音・振動の原因ではなく、また、本件騒音・振動は風騒音とは性質が異なること、②申請人が2度にわたって各3日間、天井部分とほぼ直下の床にそれぞれ測定機器を設置して同時に騒音を測定したところ、いずれにおいても天井における音圧の方が高かったことから、申請人宅の床下の配管は、本件騒音・振動の原因とは考えられないこと、③当初本件騒音・振動が最も大きかった玄関付近の天井には配管はなく、また、本件の騒音・振動は80dBを超えることもあり、^つ吊り下げられている配管が原因で生じるとは考え難く、リフォーム工事によるものも含めて申請人宅の天井裏の配管も発生原因として除外されることからすると、本件騒音・振動は、被申請人が自宅の室内から発生させていると言わざるを得ない。

被申請人の加害行為により、申請人宅には65dBを超える騒音及び振動が到達しており、申請人は、平穏な生活を妨害され、頭痛、吐き気、めまい等の健康被害を被っている。

(被申請人の主張)

被申請人は、故意にハンマーで床を叩くなどしておらず、衝撃音を発生させる機械も設置、稼働させていない。申請人宅で生じている騒音及び振動は、被申請人の活動によって発生しているものではないから、公害には該当しない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件の事実経過

ア 申請人は、平成30年3月に入居する前、申請人宅のリフォーム工事を行った。当該リフォーム工事は、申請人宅の西側及び南側に面しているキッチン、洗面室、トイレ、浴室等の変更を含むものであり、これに伴い、天井裏に設置されている空調設備の冷媒管及びドレン管、換気設備の給気ダクト及び排気ダクト等に変更が加わった。なお、リフォーム工事を行ってから現在まで、天井裏の配管について点検が行われたことはない。（甲13の1ないし3、甲14）

イ 申請人は、平成30年11月23日、管理会社に対し、被申請人宅から夜中に床を叩くような音がすると相談した。（乙7）

ウ 申請人は、平成30年12月4日、管理会社に対し、最近の状況として、被申請人宅から、夜中あるいは朝方に、数回ジャンプするような又はベッドからドンと飛び降りるような音がすると相談した。（乙7）

エ 申請人は、平成31年4月14日、管理会社に対し、被申請人宅から、前居住者と同じパターンで音が発生しており、前居住者の時には玄関付近からであったのが、現在は、マスターベッドルーム（別紙1図面「洋室1」と記載のある場所）やリビング（別紙1図面「リビングダイニング」と記載のある場所）等の部屋中に、午前4時30分から午前6時までの間、30分おきに数回、ゴンゴンといった音、足踏みのような音、棒で叩いたよ

うな音及びテーブルを引きずるような音がすると相談した。（乙 7）

オ 被申請人は、平成 31 年 4 月 25 日から令和元年 5 月 2 日まで、妻及び子らと海外に旅行した。（乙 10、乙 12）

カ 申請人は、平成 31 年 4 月 28 日、管理会社に対し、同月 17 日、同月 18 日、同月 19 日、同月 23 日及び同月 26 日の午前 4 時から午前 6 時までの間に、「カンカンカン」といった金槌^{づち}音が聞こえると相談した。（乙 7）

キ 被申請人の妻は、令和元年 7 月 17 日、管理会社に対し、明け方に被申請人宅の寝室（別紙 2 図面「洋室(1)」と記載のある場所）あたりで機械的な音が聞こえると伝えた。（甲 16）

ク 被申請人は、令和元年 11 月 4 日、管理会社に対し、以前と同様の音が被申請人宅の寝室近辺から聞こえると伝えた。（甲 16）

ケ 被申請人は、令和 2 年 11 月 22 日、妻及び子らと外泊した。（乙 9）

コ 被申請人の妻は、令和 4 年 12 月 8 日、管理会社に対し、午前 1 時から午前 4 時頃までの間に、低い音でドンドンと突くような音がしばらく続くことがあると伝えた。（甲 16）

(2) 申請人による測定

ア 申請人は、令和 2 年 11 月 23 日、令和 3 年 10 月 23 日、令和 4 年 1 月 6 日ないし同月 10 日、同年 7 月 8 日ないし同月 10 日、同月 15 日、令和 5 年 1 月 21 日ないし同月 28 日、午前 1 時 45 分から午前 8 時までの時間帯において、納戸の天井裏（別紙 1 図面「天井点検口③」と記載のある場所）、洋室床（別紙 1 図面「洋室 2」と記載のある場所）、小部屋机（別紙 1 図面「書斎スペース」と記載のある場所）のいずれかの場所で、騒音測定を行った。いずれの測定においても、瞬時値で 50 dB を超える瞬間的な衝撃音がおおむね数十回程度記録された。瞬時値の最大値は、納戸の天井裏で 90 dB、洋室床で 84 dB、小部屋机で 64 dB であった。（甲 7

の1ないし5、甲8の1及び2、甲9の1及び2、甲10の1及び2、甲11の1及び2、甲12の1及び2、甲15)

イ 申請人は、現在まで、アと同様に申請人宅内において騒音測定を継続しているが、毎日、同様の状況が続いている。(甲20、甲21)

(3) 被申請人による測定

被申請人は、令和4年7月8日ないし同月10日及び同月15日、被申請人宅の玄関(別紙2図面「測定場所」と記載のある場所)において、騒音測定を行った。測定の結果、被申請人宅内でも、瞬時値で50dB程度の瞬間的に発生する音が記録されており、また、申請人の測定結果と被申請人の測定結果とを比較すると、同じタイミングで瞬時値が記録されていることがあった。(甲15、乙6)

(4) 管理会社による調査の結果(甲15、職1)

管理会社の職員は、平成31年4月に一度、本件マンションの▲階及び■階の各共用部分及び屋上のダクトを確認し、その結果、夜間に▲階の共有部分において音を確認したが、原因を特定することはできなかった。また、本件マンションの共用部分の設備に対する定期点検の結果、特に異常は確認されていない。

(5) 本件調査の結果(職1)

本件調査の結果、被申請人宅において、本件騒音・振動を発生させる可能性のある機器は確認できなかった。

(6) いわゆる不思議音に関する知見(職2ないし職5)

建築物及びその周辺では、様々な音が発生するが、人為的なものに限らず、熱や風など主に天候(自然力)によるもの、建物に組み込まれた設備等によるものなどエネルギー源は多様であり、音の時間特性も衝撃音から定常音まで様々とされる。これらの音の中には頻度が少なく調査を行っても容易に発生原因の特定ができないものもあることから、関係する学会において、発生

原因が特定できない音、また、原因の特定が困難であった音を「不思議音」と定義し、事例の収集分析などを行っている。共同住宅においても不思議音の報告が多数存在し、そのうち配管や外壁の熱伸縮等を原因とする場合には、衝撃音が固体伝搬音^{ばん}として、建材を介して音の発生源から離れた場所まで伝わることにより、最も音が聞こえる場所と音の発生源の場所とにずれが生じるとの報告がなされている。

2 検討

- (1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の27第1項）。しかるところ、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音、振動（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定めている。
- (2) そこで、本件騒音・振動が人の活動によって生じたものであるかを検討する。申請人は、本件騒音・振動は、ハンマーのような固い物体を使用して機械的な動きで床を叩いた時に生じると考えられる音及び振動であるとし、被申請人の入居直後の平成31年4月から、毎日、深夜から早朝にかけて発生していると主張し、申請人による測定結果によれば、おおむね午前2時から午前8時までの時間帯において、同じような音圧レベルの衝撃音がほぼ等間隔で間欠的に発生していることが認められる。このような本件騒音・振動の性質からすると、仮に被申請人宅から本件騒音・振動が発生しているとすれば、日常生活に伴うものではなく、被申請人が意図的に発生させているとしか考え難いものである。しかるところ、申請人宅における騒音及び振動は、

頻度や大きさは異なるものの、被申請人が入居する前から発生していた上、申請人が本件騒音・振動を体感した平成31年4月26日及び申請人宅で本件騒音・振動が測定された令和2年11月23日には、被申請人及びその同居家族は旅行等で外泊し、被申請人宅を不在にしていることからすると、本件騒音・振動は、被申請人とは無関係に生じたものと言わざるを得ない。申請人は、被申請人が提出した海外旅行の電子航空券の控え（乙10）、航空会社からのメール（乙11）及びホテルの領収書（乙12）について、不自然な点があると指摘するが、いずれも電子データを表示又は印刷する際の設定の仕方によるものに過ぎず、各証拠の信用性を疑わせる事情とは認められない。申請人は、被申請人が機器を稼働させていることから、不在中も本件騒音・振動を発生させることが可能であるとも主張する。しかしながら、本件調査時には被申請人宅においてそのような機器は確認されていない上に、そもそも本件マンションのスラブ厚は30cmとされており（甲21）、相当の防音性能を有するものと考えられるところ、仮にこのスラブを貫通して被申請人宅から申請人宅の天井裏まで瞬時値で70dBを超える騒音を伝搬させるとなると、被申請人宅において、これを上回る相当大的な騒音及び振動を生じさせる必要があり、妻と×歳及び×歳の幼少の子らと生活する被申請人において、毎日、深夜に、自らの行為により、あるいは機器の設定、稼働により騒音及び振動を生じさせているとは、およそ考え難いと言わざるを得ない。かえって、被申請人は、本件調査時及び審問期日において、被申請人宅でも深夜にかすかに音が聞こえると気づいたことがあり、これが申請人が指摘する音ではないかと思ったが、睡眠に支障が生じるようなものではなかったと述べており、この陳述は、被申請人ら家族の生活状況に照らして首肯し得るところ、これによれば、本件騒音・振動の発生源は、被申請人宅の階下であることを^{うかが}窺わせるものともいえる。

他方で、共同住宅においては、配管や外壁の熱伸縮等を原因として人為的

ではない音が発生することがあり、かかる音は固体伝搬して、最も音が聞こえる場所と音の発生源の場所にずれが生じることのあることは既に指摘したとおりである。本件においては、申請人宅は、申請人が入居する前に、天井裏に設置されている空調設備の冷媒管及びドレン管、換気設備の給気ダクト及び排気ダクト等の変更を含むリフォーム工事を実施しているが、現在まで天井裏の配管の状況について調査が行われていない状況にあるなど、本件における一切の事情を勘案すると、申請人が主張する騒音及び振動は、人の行為によらない不思議音に該当する可能性を否定し難い。

- (3) 以上によれば、本件騒音・振動は、人の活動に伴って生ずる騒音、振動による被害であるとはいえないから、公害に当たらない。

したがって、本件裁定申請は、法４２条の２７第１項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、却下の決定をするのが相当である。

第４ 結論

よって、法４２条の３３において準用する法４２条の１３第１項の規定に基づき、申請人の本件裁定申請を却下することとして、主文のとおり決定する。

令和６年４月２６日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員加藤一実は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※決定文中の別紙は省略